

令和2年10月7日

保護者の皆様

大阪市立東淀中学校
校長 大政 和彦

台風接近に伴う生徒の安全確保について

秋冷の候、保護者のみなさまにおかれましてはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。平素は、本校教育活動にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

さて、台風14号の接近にともなう措置についてお知らせいたします。

今後、本校におきましては、次に示す基準により臨時休業等の措置を取ります。「学校ホームページ」「保護者連絡メール」での連絡が機能しないことも想定されますので、大切に保管し、非常災時の参考にしていただくようお願いいたします。

記

1. 臨時休業になる場合（つぎのいずれかの場合）

- ① 午前7時の時点で「大阪市」に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合。
- ② 大阪市内のいずれの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- ③ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
- ④ 「南海トラフ地震に関する情報のうち」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
- ⑤ 所定の機関（大阪市教育委員会など）や学校長の判断で休校とする場合。

2. 登校後、「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合

- ① 下校時の安全確保に配慮し、下校又は校内で待機させます。

なお臨時休業となった場合はご家庭でもお子さまの安全確保に十分ご留意ください。ご家庭での学習のご協力をお願いいたします。